

東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び東近江市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び東近江市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年8月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び東近江市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年東近江市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

(東近江市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 東近江市個人情報保護条例（平成30年東近江市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第41条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。